

議長／皆さん、おはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長より提出されました、第 36 号議案を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託いたしておりました議案の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第 1. 第 3 号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例から、

日程第 3. 第 11 号議案 訴えの提起についてまでを一括議題といたします。

以上の 3 議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、委員長の報告を求めたいと思っております。

始めに、第 3 号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました、第 3 号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例の改正は、国家公務員の退職手当の改正に準じ、一般職員の退職手当を改正するものであります。

民間の基準と均衡を図るため、現在の調整率 100 分の 87 を、100 分の 83.7 に引き下げを行い、平成 30 年 4 月 1 日より施行するものと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 5 号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／本委員会に付託されました、第 5 号議案 武雄市まちづくり応援基金条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例の改正は、ふるさと納税の寄付額の増加に伴い、基金の積立額の見直しを行うものであります。

現在、ふるさと納税の寄付全額を基金に繰り入れており、返礼品等の経費を一般会計から支出しています。

ふるさと納税の寄付額が増加し、返礼品等の経費の予算を財政調整基金から工面するなど、財源の確保が難しくなっております。

今回の改正で、返礼品等に必要な経費の額を差し引き、基金に繰り入れることとすることで、あると説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 11 号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／本委員会に付託されました、第 11 号議案 訴えの提起についてについて、審査の経過と結果を申し上げます。

本件は、平成 27 年 12 月 3 日、北方町大崎の信号機のない丁字路で、本市職員の運転する公用車が、市道側から一時停止したのち左折進入しようとしたところ、県道を走行していた武雄市在住の 50 歳代男性が運転する普通乗用自動車に衝突したものです。

補償については、加入している全国自治協会が行っていますが、相手方へ示談を申し入れたが「示談に応じない」との回答があり、示談交渉がこれ以上改善されることは見込めず、相手方への損害賠償額を確定させるため「債務存在確認請求」を提起するものであります。

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議決をお願いするものであるとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第3号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第3号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

ご異議なしと認めます。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第5号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

ご異議なしと認めます。

よって、第 5 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 11 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 11 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

ご異議なしと認めます。

よって、第 11 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4. 第 2 号議案 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う武雄市条例の整備に関する条例から、日程第 10. 第 26 号議案 平成 30 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の 7 議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 2 号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／おはようございます。

第 2 号議案 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う武雄市条例の整備に関する条例についての審査の経過と結果を申し上げます。

平成 30 年度から、事業運営に県が加わり、広域化後は県と市町が一体となって国保の運営に携わっていくという法の改正がなされることにより、関係条例 3 本を整備するものとして、第 1 条、武雄市国民健康保険条例、第 2 条、武雄市国民健康保険税条例、第 3 条で武雄市後期高齢者医療に関する条例を、それぞれ一部改正するものであります。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第6号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／第6号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第10号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／第10号議案 武雄市障害者及びひとり親世帯福祉年金支給条例について審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 17 号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／第 17 号議案 平成 29 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 回)について審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 18 号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／第 18 号議案 平成 29 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)について、審査の結果本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 25 号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／第 25 号議案 平成 30 年度武雄市国民健康保険特別会計予算、

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたけれども、歳入歳出それぞれの総額 64 億 1394 万 9000 円とし、平成 30 年度から国民健康保険の運営が佐賀県で広域化され、県が財政運営の主体となることから、公費のあり方が変わるということで、前年度当初予算比 11 億 2993 万 9000 円、15.0%の減少ということで説明を受けております。その中身が賛成多数であります。以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。
次に、第 26 号議案に対する報告を求めます。
山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／第 26 号議案 平成 30 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算について、審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。
これより討論、採決を行います。
討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。
まず、第 2 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。
23 番 江原議員

江原議員／ただいま、議案にありました、第 2 号議案 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う武雄市条例の整備に関する条例

について、反対の討論を申し上げます。

第1に、持続可能な医療保険制度を構築するための改正と表題に示されていますが、平成30年度から国保の運営が県一本化となり、県が示す平成30年度標準税率は、税総額で現行の市の税増額と比べますと、1億5706万円も高く示されています。

今回の条例改正は県一本化がさらなる国保税の上乗せで高くなるのではと危惧をするものがあります。

第2に、この国保制度を維持可能なものにするには、この法律の目的に示されている、法第1条この法律は国民健康保険事業な健全な運営を確保しもって社会保障及び国民保険の向上に寄与することとされています。

この目的に添うよう、国や県、そして独自に課税を進め、条例税率を策定していく市当局にとっても、法定外操出をこの間1億円、平成30年度組まれていますが、この値上げ分約6000万円を上乗せし、値上げを食いとどめるべきではないかと考え、加入者の声。に応えるべきことを申し上げ、反対の討論といたします。

議長／11番 山口裕子議員。

山口裕子議員／おはようございます。

第2号議案 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴う武雄市条例の整備に関する条例に対しまして、賛成の立場で述べさせていただきます。

平成30年度から事業運営に県が加わり、広域化後は県と市町が一体となって国保事業に携わっていくという法の改正がなされることにより、関係条例3本を整備するものとして一部を改正するものです。

これは国保が健全に持続可能な医療保健制度を構築していくためのものであります。

総額の1億五千数万円ということをおっしゃいましたが、県より納める交付金や市町の状況に応じた標準保険税率を提示され、県より示された標準税額の税総額に対し、現行税率のままでは税総額で1億5000万円程度の不測が生じます。

今回この1億5000万程度の差を埋めるために、30年度については引き続き市の一般会計より1億円の繰り入れをお願いし、市独自の激変緩和策を講じることで急激な保険税の上昇を抑える、改正を図るものということをおっしゃりたいと思います。

さらなる補填をということで先ほどおっしゃいましたが、こういうことは法定外繰り入れということに対して、被用者保険者との不公平感もあるということで、重々緩和策はとられているとおもいます。

また、市当局としては今国保の加入もふえ、高齢化社会ということで医療費がふえているわ

けであります。

医療費抑制のために特定健診の受診を推進したりとか、ジェネリックの医薬品の低価格な利用を進めたりとか、健康づくりに取り組んで、市民の意識をあげたりそういう推進に重々努められているということを御理解いただきたいと思います。

そういうことを伺いまして、これは国保が健全に持続可能な医療保険制度を構築するということを皆さん方御理解の上、賛同いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長／討論をとどめます。

これより第2号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、第2号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第6号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第6号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

ご異議なしと認めます。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 10 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 10 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

ご異議なしと認めます。

よって、第 10 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 17 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 17 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

ご異議なしと認めます。

よって、第 17 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 18 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 18 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

ご異議なしと認めます。

よって、第 18 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 25 号議案に対する討論を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／第 25 号議案 平成 30 年度武雄市国民健康保険特別会計予算について、反対の討論を申し上げます。

合併以来、今回で 5 回目の税率改正であります。

平成 18 年度と比較しますと、所得割で 1.42 倍、均等割で 1.41 倍、平等割で 1.35 倍です。

うなぎのぼりであります。

平成 28 年度決算で見ても、保険税の対年世帯、741 名となっています。

条例改正でも申し上げましたとおり、規定外繰り入れ、これまで、平成 30 年度 1 億円プラス、6000 万円繰り出し上乗せして、値上げをストップする予算を組むべきことを申し上げて、反対の討論といたします。

議長／討論はございませんか。

> 「なし」の声。

討論をとどめます。

これより第 25 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、第 25 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 26 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 26 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

ご異議なしと認めます。

よって、第 26 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11. 第 4 号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例から、日程第 29. 第 33 号議案 平成 30 年度武雄市下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

以上の 19 議案は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 4 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました、第 4 号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、新工業団地整備事業の進捗に伴い、新たな特別会計を創設するもので、武雄市特別会計条例第 1 条第 6 号として「武雄市新工業団地整備事業特別会計新工業団地整備事業」を創設するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第7号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第7号議案 武雄市営土地改良事業及び佐賀県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、上位法である「土地改良法」の一部改正に伴い、条例を改正するもので、内容は、土地改良施設の突発事故への対応について、災害復旧事業と同一の手続で事業を実施できるよう、平成30年からの制度化に向け、条例改正をするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第8号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第8号議案 武雄市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例及び武雄市企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例についての、審査の経過と結果を申し上げます。

まず、「武雄市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例」の一部を改正する条例については、根拠と

なる「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改正されたため、条例中の法律名及び、条項を改正するものでした。

併せて、この条例中で、袴野工業適地を工業団地等の緑地率・環境施設割合を緩和するための適用区域としていたが、現在この適地についてはメガソーラー事業が行われているため、適用区域から袴野工業適地を削除するものとの説明を受けました。

次に、武雄市企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例については、地域未来投資法に基づき、本文中に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令第 3 条第 21 号に定める固定資産税」を追加するもので、これにより固定資産税の減収補てん措置を受けられることになるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 9 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 9 号議案 武雄市営住宅設置条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、上位法である公営住宅法の改正に伴うもので、具体的には、公営住宅入居者が、認知症等の理由により、収入の申告を行うことが困難な場合は、申告義務の緩和を行うことができるようになるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 12 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 12 号議案 市道路線の認定についての、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の認定は、女山トンネル開通に伴い、県道多久若木線を市道女山峠線として、また、街路事業と区画整理事業にて整備している路線を、市道天神永松線として認定したいとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 13 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 13 号議案 市道路線の廃止についての、審査の経過と結果を申し上げます。

新幹線事業に伴い、路線の付けかえが生じたため、一ノ坪 2 号線、梶原 3 号線、梶原 5 号線は、廃止したいとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 14 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 14 号議案 市道路線の変更についての、審査の経過と結果を申し上げます。

区画事業に伴う起終点の変更として、永松 1 号線、ほか 4 路線。

新幹線事業に伴う起終点の変更として、高架側道 3 号線、ほか 5 路線。

街路事業に伴う起終点の変更として、一ノ坪駅東線、駅東 1 号線の 2 路線で、合計 13 の市道路線の変更をしたいと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 15 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 15 号議案 土地改良事業の計画変更についての、審査の経過と結果を申し上げます。

変更内容について、これまでは計画概要図中央付近に示してある「白石平野揚水機場」より南側の区域にある、農業用水のための導水路などを、武雄市、大町町、江北町、白石町の 4 市町で管理していたが、今後は、「白石平野排水機場」より北部の区域にある施設までを、多久市、小城市、佐賀市の 3 市を含めた 7 市町で管理するための計画変更であるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 19 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 19 号議案 平成 29 年度武雄市土地
区画整理事業特別会計補正予算(第 3 回)の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入・歳出それぞれ 1907 万円を減額し、総額をそれぞれ 4 億 3548 万 6000
円と定めるものでした。

繰越明許費では、12 月議会で移転補償費の契約後に支払う残金 3 割相当額と、移転完了後に
着手予定の工事請負費の繰越承認をお願いしていたが、地権者との移転交渉に時間を要して
おり、契約後に支払う予定としていた前払金の 2720 万円の補償費について、今回の補正によ
り新年度に全額繰り越すもので、全体で 1 億 220 万円となっております。

歳出では、社会資本整備総合交付金事業である補助事業の最終年度となるため、対象事業の
内容確認、事業量の見直しを行い、それぞれ減額補正、歳入についても、交付金事業の配分
減により国庫補助金と一般会計繰入金及び市債もそれぞれ減額する補正となっております。
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 21 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 21 号議案 平成 29 年度武雄市競輪
事業特別会計補正予算(第 6 回)の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 8 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を 170 億 9774 万 5000

円とするものでした。

繰越明許費 1556 万 3000 円は、公園整備に関連して、協議等の遅れから平成 30 年度への繰り越したいというものでした。

歳入では、昨年 12 月に基金の運用方法が変更されたことにより、競輪事業基金利子として 5 万 2000 円、競輪施設整備基金利子として 2 万 8000 円の計 8 万円を計上されておりました。歳出では、15 節工事請負費の 1492 万 5000 円減額について、交差点及び配水改良工事を今回の公園整備に合わせて行う予定だったが、平成 30 年度に計画されている市道の歩道改良工事に合わせて改良を行ったほうが、経費が安価になることから、今年度の公園工事から切り離して減額したいと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 22 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 22 号議案 平成 29 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第 2 回)の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の 1 款 1 項 1 目給湯使用料は、収入見込みにより 80 万円を増額、歳出の 1 款 1 項 1 目給湯事業基金積立金に 88 万 7000 円を増額されておりました。

内容としては、昨年の 9 月議会の第 1 回補正予算で、競輪場公園工事に伴う給湯管移設の工事費を捻出するため減額補正をしていたが、今回の歳入増と 2 款 1 項 1 目予備費の 8 万 2000 円の減額を行うことにより、給湯事業基金積立金の額を当初予算で計上していた額に戻すための増額との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 23 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 23 号議案 平成 29 年度武雄市水道事業会計補正予算(第 4 回)の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、第 2 条収益的支出の補正と、第 3 条において、「経費の金額の流用」について条文の追加をするものでした。

収益的支出では 300 万円を増額し、支出総額を 13 億 7636 万 9000 円とし、具体的には 1 款 2 項 3 目 58 節の消費税及び地方消費税で、給水収益・加入金等の収益の増加及び工事の入札減等による費用の低減に伴い、不足が見込まれる額 300 万円を増額補正するものでありました。第 3 条の条文の追加については、営業費用及び営業外費用の間で流用ができるよう定めるものでありました。

今回は消費税の増額補正でしたが、なお予算に不足が発生する場合は、消費税に限って、営業費用からの流用を行い、予算執行するよう考えているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 27 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 27 号議案 平成 30 年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

まず、武雄北部土地区画整理事業の進捗状況について説明があり、平成 29 年度末で約 99%、残りの永松地区の一部の整備を行い、平成 30 年度末での整備完了の予定で進めているとのこ

とでありました。

歳出の主なものとして、1 款 1 項 1 目事業費 13 節委託料では、清算等に係る調査業務として、4700 万円、15 節工事請負費では、地区内の道水路の取付工事や安全対策等の仕上げを行う費用として 700 万円、22 節補償補填及び賠償金では、電柱移転の仮設電柱の復旧費用と、工事等により使用収益ができなかった場合の費用として 100 万円が計上されておりました。

歳入では、平成 29 年度で補助期間が終了し、平成 30 年度は単独費での事業精算を行うことになること、また、土地区画整理事業債として、歳出で計上されていた先ほどの委託料、工事請負費、補償費の合計 5500 万円の、95%相当額として、5220 万円が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 28 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 28 号議案 平成 30 年度武雄市競輪事業特別会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入では、1 款 1 項 2 目の車券発売金として、68 周年記念競輪 G III 開催で 60 億円、F I ではナイター等で 36 億円、F II ではミッドナイト競輪等で 14 開催 39 億円の、合計 135 億円を見込んであり、昨年は G II 共同通信社杯の開催計画であったため、昨年度より発売金については減額しているとのことでありました。

5 款 1 項 4 目の雑入では、主なものとして、的中車券時効収入や記念競輪等の臨時場外発売賃貸料等で 2 億 5241 万 9000 円を計上されておりました。

歳出の主なものとしては、1 款 2 項 1 目 13 節の委託料で、競輪の競技委託を行う JKA への委託料と七賭式発売業務委託等を合わせて 7 億 7486 万 1000 円が計上されており、対前年比 1 億 3900 万円の増で、要因としては、民間ネット売上の増との説明を受けました。

19 節の負担金補助及び交付金では、全国競輪施行者協議会分担金や記念を始め F I 開催での場外発売を依頼する経費と、JKA 付金等があり、総額 15 億 988 万 9000 円が計上されており

ました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 29 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 29 号議案 平成 30 年度武雄市給湯事業特別会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の 1 款 1 項 1 目給湯使用料では、前年度の収入見込みと同程度の 1500 万円を計上されておりまして。

歳出の 1 款 1 項 1 目給湯事業費、15 節工事請負費では、給湯用量水器取替工事 84 万円は、各給湯施設のメーターを計画的に更新するための費用とのことでした。

また、平成 33 年度から予定している既設管の計画的な更新に向け、その費用を給湯基金から取り崩す必要があると考え、平成 30 年度からは給湯事業の余剰金を全額給湯基金に積み立てる必要があると考え、今年度は一般会計への繰り出し金を計上していないとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 30 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 30 号議案 平成 30 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出では、1 款 1 項 1 目新工業団地整備事業費で、実施設計業務委託料として 4500 万円が計上されており、歳入では、1 款 1 項 1 目一般会計繰入金に 10 万円、2 款 1 項 1 目工業団地整備事業債では、歳出で計上されている 4500 万円を起債によるものとしているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 31 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 31 号議案 平成 30 年度武雄市水道事業会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

業務予定量として、給水戸数は 1 万 9700 戸、年間総給水量は 555 万立方メートル、1 日平均給水量 1 万 5205 立方メートルを予定されており、いずれも平成 29 年度の実績の推移で計上しているとのことでした。

収益的収入の水道事業収益では、1 項 1 目の給水収益の水道使用料については、前年度実績をもとに、11 億 1400 万円を見込んであり、また、受託工事収益などの収益について説明がありました。

収益的支出では、1 項 1 目原水及び浄水費、2 目配水及び給水費、3 目受託工事費の説明がありました。

資本的支出では、老朽管更新事業や旧市町間配水管接続事業等の建設改良費、企業債償還金の説明がありました。

委員から、鉛管更新工事の予算計上について質問があり、執行部からは、今後の更新見込みにより、今年度から事業費を増額しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 32 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 32 号議案 平成 30 年度武雄市工業用水道事業会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

業務予定量は、給水事業者数は 2 社、年間総給水量は 6 万 5700 立方メートル、1 日平均給水量は 180 立方メートルを予定されておりました。

収益的収入の 1 款工業用水道事業収益では、1 項 1 目給水収益は、昨年より 398 万 7000 円減の 319 万 3000 円を見込まれており、2 項の営業外収益は、1 目他会計補助金として一般会計補助金の 1800 万円の繰り入れを計上されておりました。

収益的支出では、1 款工業用水道事業費用として 4703 万 8000 円を計上されており、減額の主なものは、2 項 1 目 47 節企業債利息の減などでした。

委員から、武雄北方インター工業団地への配水管敷設工事費 4200 万円の財源について質問があり、執行部からは、平成 25 年から 27 年までの繰越剰余金と、平成 28 年度利益の合計 4130 万円を建設改良積立金として利用することを 9 月議会で承認されているので、この分を財源にしたいと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 33 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第33号議案 平成30年度武雄市下水道事業会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

業務予定量は、水洗化戸数6444戸、年間総処理水量138万3865立方メートル、1日平均処理水量3791立方メートルを予定されておりました。

収益的支出では、1款1項1目管渠費で公共下水道と農業集落排水の管渠、中継ポンプ等に係る維持管理費を。

2目処理場費では、公共下水道・農業集落排水の9処理場の維持管理費を。

3目浄化槽費で戸別浄化槽の維持管理費を計上されておりました。

資本的支出では、管渠整備費で、平成30年度国庫補助事業で計画している公共下水道事業と農業集落排水事業機能強化の管渠に関する事業費であり、公共においては西、北エリアの管渠敷設と、前年度管渠を敷設した部分の舗装復旧工事とそれに伴う詳細設計委託料、水道管移設料などを、農集においては立野川内、三間坂、宮野の中継ポンプ通報装置の更新工事を、

2目浄化槽整備費では180基の戸別浄化槽の設置を計画しているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第4号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第7号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案に対する討論を求めます。

討論をとどめます。

これより第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第12号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第12号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第12号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第13号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 13 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 13 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 14 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 14 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 14 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 15 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 15 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 15 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 19 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 19 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 19 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 21 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 21 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 21 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 22 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 22 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 22 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 23 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 23 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 23 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 27 号議案に対する討論を求めます。

討論をとどめます。

これより第 27 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 27 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 28 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 28 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 28 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 29 号議案に対する討論を求めます。

討論をとどめます。

これより第 29 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 29 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 30 号議案に対する討論を求めます。

討論をとどめます。

これより第 30 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 30 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 31 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 31 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 31 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 32 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 32 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 32 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 33 号議案に対する討論を求めます。

討論をとどめます。

これより第 33 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 33 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 30. 第 16 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算(第 8 回)及び、日程第 31. 第 24 号議案 平成 30 年度武雄市一般会計予算を一括議題といたします。

以上の 2 議案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

まず、第 16 号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 16 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算(第 8 回)について審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものは、増額分として、生活交通路線維持費補助金や、杵藤広域圏電算センター負担金の確定によるもの、消防団出動回数の増加によるもの、退職手当に伴う一般職員分手当等があり、減額分としては、協働まちづくり地域交付金、新庁舎建設工事費及び新庁舎サイネージシステム構築委託料の事業費確定に伴う減額、また、昨年 10 月に執行された衆議院議員総選挙の精算による不用額などがありました。

2 款 2 項 1 目 19 節の生活交通路線維持費補助金に関しては、ノンステップバスの導入に伴う車両更新などによる増額であると説明を受けました。

歳入の主なものとしては、個人市民税や固定資産税などの市税に関するものが 5100 万円の増

額のほか、事業費の減額に伴う基金繰入金や委託金などの減額があると説明を受けました。
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 24 号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／本委員会に付託されました、第 24 号議案 平成 30 年度武雄市一般会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

まず、歳出についての主なものとして、高齢者福祉 3 億円政策パッケージの事業である高齢者お出かけ支援事業と、元気なまちづくり地域交付金、本年 4 月に任期満了となる市議選に係る費用のほか、平成 31 年 4 月までに執行が予定されている選挙に要する費用、現在の市役所本庁舎の解体に要する費用などがありました。

委員から、高齢者お出かけ支援事業にて 75 歳以上を対象として配付されるタクシー等で利用できる「お出かけ支援券」について、一律 1 万円ではなく、出かけることが多いと考えられる市の中心部への距離や地域性の考慮を求める意見や、申請に行けない方への対応について質問があり、執行部からは、「お出かけ支援券」は、高齢者の健康づくりや生きがいを目的としているため、中心部に住んでいる方が市内の観光地や各種体験に出向くことも想定しているため、一律の金額としているということや、本人確認ができれば家族の申請が可能なこと、券の使用については、本人に限定されるとの回答がありました。

また、委員から武雄ブランド構築事業について質問があり、執行部からは、武雄市のイメージをキャッチコピーやロゴにし、その作成を市民参加のワークショップの開催などを経て行うことや、広く市内外にロゴの募集をかけることによる情報発信も兼ねていると説明がありました。

歳入では、地方交付税について、合併支援措置の段階的な縮小や地方財政計画の伸び率などにより、普通交付税で前年比 3 億円の減額を計上していると説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 16 号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／第 16 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算(第 8 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

年度末を迎え、事業の精算によるものが主な補正の内容でありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 24 号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／分割付託されました、第 24 号議案 平成 30 年度武雄市一般会計予算についてでございますが、本議案は平成 30 年度は、市長演告でも申し述べられたとおり、高齢者福祉政策のパッケージ等が目玉の一つであって、常任委員会の所管の枠を超えて予算の中に盛り込まれ、当該事業のマイナンバー事業を含む、福祉、健康増進、教育等、所管の各種事業及び経費について説明を受けました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたけれども、反対の理由として、2号議案と同じというのが理由でありまして、あとの分については本会議、その他について討論をしたいということで、賛成多数ということで、原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 16 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 16 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算(第 8 回)についての審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、年度末を迎え、事業の精算による補正が主であります。

その中で、8 款 4 項 5 目街路事業費では、西浦地区の中野御船山線及び駅南口を整備する永松川良線や天神崎白岩線の 3 路線について、国庫補助金である社会資本整備総合交付金事業の配分減に伴って、事業量及び内容の見直しを行い、委託費等それぞれ減額しているとのことでした。

11 款災害復旧費では、現在施工中の公共工事及び災害復旧工事が集中し、建設機械及び人員等が不足しており、年度内完了が見込めないため繰越したいとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 24 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 24 号議案 平成 30 年度武雄市一般会計予算についての、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、6 款 1 項 4 目畜産業費では、市単独事業として肉用牛素牛導入事業費補助金で 450 万円が計上されており、事業内容は、市内の肥育農家を対象に、市内で繁殖された優良素牛を導入した際に、1 頭当たり 5 万円の補助を行うもので、30 年度は 90 頭分を見込んでいるとの説明を受けました。

7 款 1 項 3 目 19 節負担金補助及び交付金で、5 月 12 日開催予定の明治維新 150 年記念「秋田竿燈まつり IN 武雄」実行委員会補助金として 900 万円が計上されており、このうち 3 分の 2 は県からの交付金があるとのことでした。

7 款 1 項 2 目 19 節負担金補助及び交付金で、高齢者福祉 3 億円政策パッケージの事業の一つとして、プレミアム付き商品券事業補助金 4860 万円が計上されており、内容は、プレミアム補助 2500 円をつけて、7500 円のを 5000 円で販売するもので、1 冊の中には大型店でも使用可能なものと、小売店のみ使用できるものがセットになっており、1 人当たり 2 冊まで購入できるよう計画との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 16 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 16 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 16 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 24 号議案に対する討論を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／第 24 号議案 平成 30 年度武雄市一般会計予算に反対の討論を申し上げます。

当初予算は、歳入歳出 234 億 2723 万 6000 円であります。

この予算は、市民生活に直結するものであります。

しかしながら、一部について問題ありと考え、指摘、反対の討論を申し上げたいと思います。

第一に歳出について、民生費の中の国保会計への繰出金について 1 億円計上されています。

一つは高すぎる国保税のため、一般会計から法定外繰り越し分として繰り出されていますが、県一本化になり、1 億円の繰り出しを計上されておりますが、保険税は 1 人当たり 10 万 7800 円であります。

加入者 6817 世帯であり、税率改定によって約 6000 万円の増額に負担が上乗せされるわけでありまして、法定外繰り出しをさらに約 6000 万円上乗せすることによって国保世帯への支援を求めるものであります。

第二に、市長は平成 30 年度の大きな目玉として、高齢者福祉パッケージとして 3 億円の政策パッケージを組んでおられます。

でも、一方で 2 年前、財政緊縮の旗のもと、敬老祝い金を半分以下に減額をされました。

そのときのことを思い出すと、市長の政治姿勢のありように疑問を指摘するものであります。

第三に、前市長が鳴り物入りで打ち上げた自治体特選ストアの取り組みが、この 3 月 29 日で終了とのことです。

当時年商 10 億を目指してと表明されていましたが、この間投資した額は約 500 万円に上りません。

指摘するのは、同じように、キョウコウ振興費のシンガポールについてであります。

シンガポールに事務所を置いている日本自治体等連合シンガポール事務所の運営費、負担金 600 万円は、費用対効果に照らして中止すべきではありませんか。

第四に教育費についてであります。

一つは図書館の指定管理料 1 億 7800 万円についてです。

リニューアルする前は平成 12 年から 12 年間は年平均入館者 30 万人、貸し出し冊数 35 万冊、

市民の文化のシンボルとして親しまれてきました。

今でも、以前の図書館がよかったの声を一昨日も耳にしました。

指定管理料が安くなると進められましたが、指定管理料1億1000万円から7000万円高くなっているではありませんか。

さらに図書館運営費は、平均1億2000万円から今度の図書館費は2億3226万4000円となっています。

明らかに1億1200万円高くなっていることを指摘するものであります。

教育費の2つ目は、官民一体型学校づくりについて反対であります。

この間、平成26年から小学校に導入されて、全小学校に導入が進められていますが、本当に必要なのでしょうか。

この間、1人当たり教材費として1000円負担はふさわしくありません。

この5年間、投資された額は6500万円を超えるものであります。

この財源があるなら、義務教育のため、行き届いた教育のため、学級数の定数を40人からさらに引き下げるための市の財源は編み出せるではありませんか。

教育委員会はこちらに力を入れるべきではありませんか。

以上のことを申し上げ、反対の討論といたします。

議長／16番 宮本議員

宮本議員／30年度の一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

たくさん出てきましたけども、以前から引き継いでいる部分には言及しませんが、国保会計の繰り出し、昨年度は1億円でペイをしておりました。

それで、新年度も多分大きくは今と変わらないと思うわけです。

しかし、県の示している数字からいけば、この金額を払わなくてははいけません。

そこを一般会計からすぐ入れるんじゃなくて、何でここに、去年とことしに6000万の差があるかと、そういうところをまず検討して、そして医療費を減らすものなのか、県の割り振りが悪いものなのか、そこを調べてから対応して、今回は1億円、前年並みに入れているということは妥当性があると思って、賛成の討論といたします。

議長／討論をとどめます。

これより第24号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 24 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 32. 第 34 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算(第 9 回)及び、日程第 33. 第 35 号議案 平成 30 年度武雄市一般会計補正予算(第 1 回)を一括議題といたします。

以上の 2 議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、一括して報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／第 34 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算(第 9 回)及び第 35 号議案 平成 30 年度武雄市一般会計補正予算(第 1 回)について一括して、審査の経過と結果を申し上げます。

第 34 号議案では、小学校普通教室等空調設備設置事業として武雄北中学校校舎・給食室整備事業が、平成 29 年度の国の補正予算で国庫補助事業の採択を受け、今年度の歳入歳出において補正予算を計上し、武雄北中学校校舎・給食室整備事業については翌年度に繰り越すというものでございます。

このことから、平成 30 年度当初予算に計上した武雄北中学校校舎・給食室整備事業に係る経費を、第 35 号議案において減額補正するものと、一括して説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 34 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 34 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 34 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 35 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 35 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 35 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 34. 第 36 号議案 教育長の任命についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／現教育長であります浦郷究氏の任期が平成 30 年 3 月 31 日をもって満了いたします。

つきましては、引き続き浦郷氏を武雄市教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び

運営に関する法律、第4条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。
氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴のとおりでございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。
お諮りいたします。
本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。
よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。
本案に対する討論を求めます。
討論をとどめます。
これより第36号議案を採決いたします。
第36号議案 教育長の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。
よって、第36号 議案教育長の任命については、同意することに決定いたしました。
日程第35. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。
武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。
お諮りいたします。
各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたします。

ここで、市長から発言の申し出がっておりますので、閉会前にこれを許可いたします。

小松市長

小松市長／去る3月7日に御逝去されました、武雄市名誉市民、故中島宏先生の急逝を悼み、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

先生の「中島ブルー」、陶芸の世界では最も難しいといわれる青磁に果敢に挑まれ、鮮烈でまさに独創的な中島青磁というべき作品を生み出されてこられました。

2007年には、武雄市で初めての重要無形文化財保持者いわゆる人間国宝に認定され、また同年、武雄市名誉市民として長年にわたり陶芸界全体の振興のために御活躍いただきました。御自身の作陶活動のみならず、歴史ある武雄の焼き物に光をあて、「古武雄」として全国に広めていただいたこと心から感謝しております。

先生にお会いするたび、海外にまで渡った「古武雄」を「江戸のモダニズム」と称し、現代に通じるそのアート性を市民の誇りにと、熱くお話を聞かせていただいたことが、つい先日のように感じます。

これまでの御功績は、武雄市の芸術文化にとどまらず歴史分野の進展にも偉大な貢献をなし、市民の芸術に対する意欲と歴史に対する関心をさらに高揚させるものであります。

私たちは、先生の御意志を受け継ぎ、「古武雄」の雄大で自由な世界を後世に伝え、焼き物振興に努めてまいります。

ここに、御生前の御功績に対し、衷心より感謝と敬意を表しますとともに、御冥福をお祈り申し上げます。

議長／これもちまして、平成30年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。